

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	小金井市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/410/shakaihoshou/maina_dokuji.html

執行機関名 小金井市長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(障害者)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第1の項 小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号)第1条、第2条、第4条第1項第2号及び別表

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、<u>精神又は身体に障害を有する児童</u>について特別児童扶養手当を支給し、<u>精神又は身体に重度の障害を有する児童</u>に障害児福祉手当を支給するとともに、<u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u>に特別障害者手当を支給することにより、<u>これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、児童に児童育成手当を支給することにより、<u>児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</u> 第2条 児童育成手当は、<u>児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨にしたがつて用いなければならない。</u> 第4条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、市内に住所を有する者に支給する。 (2) <u>20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有する者</u> 別表 1 <u>知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの</u> 2 <u>身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの</u> 3 <u>脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>小金井市児童育成手当条例(昭和44年条例第35号) 小金井市児童育成手当条例施行規則(昭和57年規則第16号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	小金井市児童育成手当条例第6条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	小金井市児童育成手当条例第6条の規定による児童育成手当(うち障害手当に限る)の受給資格及びその額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	小金井市児童育成手当条例第4条第2項第1号及び第6条 小金井市児童育成手当条例施行規則第4条、第5条、第6条及び第8条第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	小金井市児童育成手当条例第12条 小金井市児童育成手当条例施行規則第4条、第5条、第6条、第8条第8号及び第14条第5号
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	小金井市児童育成手当条例施行規則第14条の規定による児童育成手当(うち障害手当に限る)の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	小金井市児童育成手当条例第4条第2項第1号及び第12条 小金井市児童育成手当条例施行規則第14条第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出に係る届出者及び当該届出者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税に関する情報
備考		